

標準報酬月額育児休業等終了時改定申出書

|                    |          |  |                   |     |  |
|--------------------|----------|--|-------------------|-----|--|
| 組合員の氏名             |          |  | 組合員番号<br>(職員コード)  |     |  |
| 所 属                | (Tel - ) |  |                   |     |  |
| 育児休業期間             | 初 日      |  |                   | 末 日 |  |
| 育児休業に係る<br>子 の 氏 名 |          |  | 育児休業に係る<br>子の生年月日 |     |  |
| 育児休業終了時の標準報酬月額(短期) |          |  | 級 円               |     |  |

地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、標準報酬月額を改定することを申出ます。

札幌市職員共済組合理事長 様  
( 所属所長 様 )

※ 申出書の提出先は、給与支給担当課(企業局職員は各総務課、その他の職員は総)勤務課)です。

令和 年 月 日

申 出 者 氏 名

【添付書類】

- ・ 育児休業承認通知書の写し(延長した場合は、育児休業期間延長承認通知書の写し、休業承認された終了日より前に育児休業を終了した場合は、育児休業取消通知書の写しを併せて添付してください。

【留意事項】

- 1 育児休業期間は、育児休業期間を延長した場合は、通算期間で記載してください。
- 2 育児休業の終了日の翌日(復職日)の属する月の翌々月の末日が提出期限です。  
(例えば3月31日で育児休業を終了し、4月1日復職の場合は6月30日が提出期限です。)
- 3 育児休業の終了日において子が3歳未満であることが要件となりますので、子の3歳の到達日(子の3歳の誕生日の前日)まで育児休業を取得した方は申出できません。
- 4 報酬が増えた場合は、標準報酬月額が増額改定されることがあります。
- 5 申出の有無に係らず、随時改定の要件を満たす場合は随時改定が適用されます。
- 6 3歳未満の子を養育する期間の年金計算に用いる標準報酬月額の特例措置を受ける場合は、別途共済組合に対して申出が必要となります。

【算定方法】

育児休業等終了日の翌日の属する月から翌々月までの3か月間の報酬月額の平均(支払基礎日数17日未満の月を除く。)に基づき、その翌月から適用される標準報酬月額を算定します。

<算定例>

- ① 4月1日復職の場合(月初復職の場合)  
(4月報酬月額+5月報酬月額+6月報酬月額)÷3 = 算定に用いる報酬月額
- ② 4月5日復職の場合(支払基礎日数は17日以上あるものの、月途中のため4月の報酬が減額されている場合)  
(4月報酬月額(減額後の実支給額)+5月報酬月額+6月報酬月額)÷3 = 算定に用いる報酬月額
- ③ 4月15日復職の場合(4月の支払基礎日数が17日未満)  
(5月報酬月額+6月報酬月額)÷2 = 算定に用いる報酬月額

(処理確認欄)

|         |      |
|---------|------|
| 給与支給担当課 | 共済組合 |
|         |      |